

## 第1章 民法の構成

下表で示すように民法は5つの編からなる。それぞれの規定事項の例は次のとおりである。

	規定事項の例
第1編 総則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16歳の高校生が親（法定代理人・親権者）の同意を得ず、通信販売で物品を購入したとき、その高校生や親は契約を取り消すことができる（<b>未成年者の行為能力<sup>1)</sup></b>）。</li> <li>・中古住宅を買った者は住宅内の設備（例えば、トイレ）の所有権も取得する（<b>主物・従物<sup>2)</sup></b>）。</li> <li>・売主に騙され、買った場合、契約を取り消すことができる（<b>意思表示の瑕疵</b>）。</li> <li>・売主が10年間、代金を請求しないと、もはや請求できなくなる（<b>消滅時効</b>）。</li> </ul>
第2編 物権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買契約が成立すると、売主から買主に車の<b>所有権</b>が移転する。</li> <li>・車がAにも、Bにも販売されたとき、先に<b>引渡し</b>を受けた者が優先する、土地であれば、先に登記した者が優先する（<b>物権の対抗要件</b>）。</li> <li>・代金の支払いを確保するため、売主は買主の財産に<b>担保物権</b>（例えば<b>抵当権</b>）を設定することができる。</li> </ul>
第3編 債権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買は<b>契約</b>（任意契約）の一種である。それに基づき、売主は買主に対して代金の支払いを、買主は売主に対して商品の引渡しを請求しうる（<b>代金支払請求権・商品引渡請求権、双務契約</b>）。</li> <li>・Aが債務を履行しないとき、Bが代わりに履行することをBと債権者Cとの間で取り決めることができる（<b>保証契約</b> 📁 上述した担保物権と比較せよ）。</li> <li>・プレゼントの約束を書面でしたときは、守らなければならない（550）。</li> <li>・交通事故の被害者は加害者に損害賠償を請求しうる（709 <b>法定債権</b>）。</li> </ul>
第4編 親族	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16歳の高校生が女性であれば結婚することができる（<b>婚姻適齢</b>）。</li> <li>→ 2022年4月1日より男女とも18歳にならなければ結婚できない。</li> <li>・6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族を親族とする（第725条）。</li> <li>・未成年者は<b>親権者</b>の監督に服す。親権者が親権を行使できないときは<b>後見人</b>による後見が開始される（838）。</li> </ul>
第5編 相続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続は人の死亡時に（財産分与が行われるより先に）開始される（882）。</li> <li>・被相続人が借金を抱えていたとき、相続人はその返済を拒むことができる（922～937 <b>限定承認</b>）。</li> <li>・遺言書を作り、遺産分割方法や遺贈について定めることができる（960～）。</li> </ul>

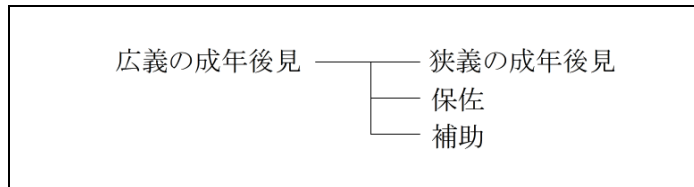
※ 第2編と第3編を併せて財産法と、第4編と第5編を併せて家族法と呼ぶ。

<sup>1</sup> 未成年者に酒を売ってもよいか、売っても処罰されないかは民法（民事法）ではなく、刑事法上の問題である。

<sup>2</sup> 建物の抵当権は設定当時建物の常用のため附属させた動産にも及ぶ（大審院連合部判大正8年3月15日、民録第25号473頁）。

## ◎ 成年後見

精神上の障害によって判断能力を失った、または(著しく)不十分な者を保護する制度を**成年後見**(広義の成年後見)と呼ぶが、これは保護される者の判断能力の程度に応じ、狭義の成年後見、保佐、補助に分けられる。そのうち、軽度の痴呆症の人が対象になるのは補助であるが、その根拠条文は民法第15条以下である。



※ 以下では、「狭義の成年後見」を単に「成年後見」とする。

ある者が判断能力を常に持たないからといって、自動的に成年後見が開始されるわけではない。開始を決定するのは家庭裁判所であるが<sup>3</sup>、その審査は本人や配偶者などの申立てがあって初めて開始される。これらの点、つまり、成年後見開始の原因、裁判管轄および請求権者は、第7条で定められている。なお、民法は実体法であるため、裁判管轄に関する定めはその本質に合致しない。

家庭裁判所が成年後見の開始を決定すると、判断能力を常に欠く者は成年被後見人となる。また、同人を保護するために後見人が選任される(第8条)。その他の後見開始の効力・効果に関する規定(特に、第9条)も「総則」の中に置かれているが、後見人の選任については、第5編「親族」の中にも規定が存在する(第838条)。

### 〔問題〕

- 1 民法第4条～第6条は未成年者について、また、第7条は成年後見について定めているが、両者の共通点を指摘しなさい。
- 2 民法第7条は未成年者にも適用されるか考えなさい。
- 3 未成年者およびその法定代理人は、前者が後者の同意を得ずに行った行為を取消することができる(民法第5条第2項)。その行為が麻薬の売買であったり、賭博である場合も同様か。
- 4 補助の開始が申し立てられたものの、成年後見が必要と家庭裁判所が判断するとき、裁判所は成年後見の開始を決定してもよいか考えなさい。

<sup>3</sup> 我が国には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所が設置されているが、各裁判所の管轄権(裁判所間の管轄配分)は「裁判所法」において定められている。同法第31条の3によれば、家庭裁判所は「家事事件手続法」で定める家事審判・調停を行う権限が与えられている。成年後見等は家事事件手続法第117条以下で定められている。